

作 業 基 準

平成 28 年 6 月 1 日

上 村 汽 船 株 式 会 社

## 第1章 目 的

### 第1条 (目 的)

この基準は、安全管理規定に基づき、切串～宇品航路及び不定期航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作 業 体 制

### 第2条 (作業体制)

安全管理規程上の作業を遂行するため、次の通り陸上作業及び船内作業を区分し作業員を配置する。

#### (1) 陸上作業

- |                         |    |        |
|-------------------------|----|--------|
| ① 乗下船する車両の誘導・・・車両誘導係    | 1名 | } 兼務1名 |
| ② 乗下船する旅客の誘導・・・旅客誘導係    | 1名 |        |
| ③ 船舶の離着岸時の綱取り綱放し・・・綱取り係 | 1名 |        |
| ④ 乗船待機中の車両の整理・・・運航管理補助者 | 1名 |        |

#### (2) 船内作業

- |                        |    |        |
|------------------------|----|--------|
| ① 乗下船する車両の誘導・・・車両誘導係   | 1名 | } 兼務1名 |
| ② 乗下船する旅客の誘導・・・旅客誘導係   | 1名 |        |
| ③ 固縛装置の取付け取はずし・・・固縛装置係 | 1名 |        |

- 2 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、作業現場にあたっては所定の腕章をつけ、その所在を明らかにしておくものとする。

### 第3条 (陸上作業の指揮)

運航管理補助者は、船内作業指揮者を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客、車両の整理
- (2) 乗下船する旅客、車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り綱放し
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

### 第4条 (船内作業指揮者の所掌)

船内作業指揮者は、船長の命を受け船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積み付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

## 第3章 危険物等の取扱い

### 第5条 (危険物の取扱い)

危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによ

るほか次によるものとする。

- (1) 運航管理補助者は、危険物運送の申し込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品名及び数量を運航管理者に報告すること。
  - (2) 運航管理者は、報告のあった当該危険物が旅客船への搭載が許されているものであるかを確認のうえ、船舶への積載方法について船長と協議して運航管理補助者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
  - (3) 運航管理者は、運送を引き受けた危険物が自動車航送に伴うものであるときは、当該危険物の自動車への積載状況を点検のうえ、船配への積載方法について前項の措置を講ずること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の扱いは、次によるものとする。
    - (1) 運航管理補助者は、刀剣等の輸送の申し込みがあったときは、直ちに、運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
    - (2) 運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を附して運送を引き受けるよう運航管理補助者に指示すること。  
ただし、運送を引き受ける場合であっても原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
  - 3 運航管理補助者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、自動車の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認める時は、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要の措置を講ずるものとする。
  - 4 船長及び運航管理補助者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

### 第6条(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

車両整理係は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設用の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

- 2 車両整備係員は、乗船待ち車両を整理し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 車両整備係員は、貨物積載車輛を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、運航管理補助者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。
- 4 車両整理係は、駐車中の車両を点検し燃料漏れのある車両があるときは運転管理

補助者に報告してその指示を受け、積み込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。

- 5 運航管理補助者は、車両の積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積み込み場所を特定し、又は船内において再固縛を施す等考慮すると認められるときは、その旨を船長に連絡する

#### 第7条（乗船準備作業）

運航管理補助者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積み込み作業に関し十分打ち合わせを行い船内作業員に乗船作業開始時刻を周知する。

- 2 乗船作業開始に当たっては、運航管理補助者及び船内作業員は夫々所定の場所で乗船通路を設置する。
- 3 船内作業員は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、運航管理補助者に乗船開始を合図する。

#### 第8条（旅客の乗船）

運航管理補助者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積み込みに先だって陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 運航管理補助者は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

#### 第9条（車両の積み込み）

運航管理補助者は、船内作業指揮者の積み込開始の合図を受けた後、陸上の誘導係員に車両の積み込みを開始するよう指示する。

- 2 船内誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引き続き受けた車両をその積み込位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
- 3 船内旅客誘導員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

#### 第10条（自動車の積付け等）

自動車の積付けは、次の通りとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅 60 c m以上の通路を船首尾方向に設けること。但し、規程第 36 条第 3 項の規定に基づき、航行中、運転者等が車内にとどまることを認められた自動車（以下「認定自動車」という。以下同じ。）を搭載する際、運転者等の中に乗下車に際して介助をする必要とする者が含まれると認める場合にあつては、緊急時の脱出等対応を容易にするため、車の間隔を広く確保する又は、避難誘導が容易となる場所に自動車を積み付ける等の措置を講じること。

- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1m 以上の通路を 1 条以上設けること。
- (4) 認定自動車は、車両区域のうち、閉囲された場所以外であり、かつ、天井張り及び内張りが設けられている場所にあつては、それらの露出面が炎の広がりやすい特性を有する場所に搭載すること。

2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。

- (1) 認定自動車以外の自動車の運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、また、セレクターレバーをパーキングに入れる（オートマチック車（以下、「AT 車」という。）に限る。）よう明確に指示し、これらを確認した後下船させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
- (2) 認定自動車の運転者に対して、サイドブレーキを引き、また、セレクターレバーをパーキングに入れる（AT 車に限る。）よう明確に指示し、さらに、車両から離れる際、車内が無人的場合にはエンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切るよう明確に指示すること。
- (3) 認定自動車であるバスの運転者に対して、前項に掲げる内容に加えて、救命胴衣の位置を伝え、また、車内に旅客がいる間は車内にとどまること及びやむを得ず車を離れる際には出入口を一つ以上開けておくことを指示し、さらに、緊急時には車内の旅客の避難誘導等に協力するよう要請すること。
- (4) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対しては必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。又、ミキサ車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中作業のため車両区域に立ち入ることの申し出があつた場合で、真にやむを得ないと認める時は必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

3 船長は、次の措置を講ずる。

- (1) 緊急時の旅客の避難誘導、脱出等を容易にするため、監視カメラ、船員の巡視等により、航行中、認定自動車の位置及び車内の人数（車両甲板に備えられた救命胴衣の数を超えないこと）の把握に努めること。
- (2) 基準航路が困難、基準経路の変更、車両の固縛が必要と判断する場合（その虞のある場合を含む。）には、認定自動車の運転者に、エンジンを止め、灯火装置ラジオ等電路系統の全てのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、セレクターレバーをパーキングに入れる（AT 車に限る。）よう明確に指示した後、旅客を下船させ、車両区域にとどませないこと。

第 11 条（車止め及び固縛装置取付作業等）

固縛係員は、すべての自動車について車の前後へ移動を防ぐため車止めを施すること。但し、航行予定時間 30 分程度の短距離航路であつて、船体動揺の小さい十分の穏やかな気象海象（7m 未満波高概ね 0.5m 以下）で船長が適当と認めた場合には、バス、危険物搭載車、重量物運搬者等を除く AT 車について固縛係員が、サ

イドブレーキが引かれ、セレクターレバーがパーキングに入れられているかを確認した場合はこの限りではない。

2 船長は、航海中に気象・海象が次表の下欄の条件に達すると認めたときは、船内作業指揮者に対し、車両について車止めの増強、固縛装置の取付け、オーバーラッピング等の実施を指示する。

- (1) 船首方向から風速 15m/s 以上、又は船横方向から風速 13m/s 以上・・・トラック
- (2) 船首方向から風速 15m/s 以上、又は船横方向から風速 13m/s 以上・・・全車両
- (3) 船内作業指揮者は前各号の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

3 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

#### 第 1 2 条（離岸準備作業）

運航管理補助者は旅客の搭載予定車両の積込みが終了したときは車両整理係員を指揮して入り口に遮断索を張って通行を禁止し船内作業指揮者にその旨連絡する。

2 船内作業指揮者は運航管理補助者と連絡をとり船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。

3 船内作業指揮者は車両の積込が終了した時は作業員を指揮して航送旅客（規定大 6 条第 1 項各号及び第 3 項に定める自動車運転者等を除く。）が車両区域内に残留してないことを確認した後、旅客区域と車両区域内の通路又は昇降口を遮断する。

4 船内作業指揮者は前各号の作業が終了したときは次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

- (1) 乗船旅客数及び搭載車両数
- (2) 第 1 0 条第 2 項の措置をした場合はその状況（車両、人員等）

#### 第 1 3 条（離岸作業）

運航管理補助者は、離岸準備作業終了後適切な時期に出航を放送させる（発航ベルを鳴らさせる）とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ岸壁上の状況が離岸に支障のないことを確認して、その旨を船内作業識者に連絡し、綱取り係員を所定の位置に配置する。

2 船長は、すべての出航準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。

#### 第 1 4 条（船内巡視）

船内巡視は、船内巡視要領により実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

#### 第15条（着岸準備作業）

運航管理補助者は、着岸時刻3分前までに綱取り作業その他必要な着岸準備作業の開始を指示し作業員を配置する。

#### 第16条（着岸作業）

運航管理補助者は綱取り係員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合運航管理補助者は作業員が係留索の発射又は係留索の緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

- 2 船内作業員は船長の指示により迅速確実に係留作業を実施する。

#### 第17条（係留中の保安）

船長及び運転管理補助者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないようにランプゲートの保安に十分注意する。

#### 第18条（下船準備作業）

船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入り口を開放し、運航管理補助者と緊密な連携のもとに可動橋、人道橋を架設し、舷門を開放する。
- 3 船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。
- 4 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時期に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

#### 第19条（旅客の下船・車両の陸揚げ）

船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は車両甲板では禁煙を厳守すること。
- 2 船内作業指揮者は着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 運航管理補助者はランプウェイ、浮棧橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとく船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
- 4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
- 5 船内車両誘導係員は車輛をランプウェイ、浮棧橋上に停止させることのないように誘導する。
- 6 運航管理補助者は車両の陸揚げに際しては、ランプウェイ、浮棧橋及びその附近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保にあたる。

#### 第20条（下船の終了）

運航管理補助者及び船内作業指揮者は旅客及び車両の下船が完了したときはその旨及び異常の有無をそれぞれ運航管理者及び船長に報告する。

#### 第21条（車両の積み込等の中止）

船内作業指揮者及び運航管理補助者は気象・海象の変化その他の理由により車両の積み込又は陸揚げが危険になったと認める時は作業を中断し船長及び運航管理者にその旨を連絡する。

- 2 船長は前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し運航管理者又は運航管理補助者と協議して作業を中止するか否かを決定する。
- 3 船長及び運航管理者は作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び運航管理補助者にその旨指示する。

### 第5章 旅客の遵守事項等の周知

#### 第22条（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

運航管理者又は運航管理補助者は乗船待ち旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割り込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること（夜間）
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 特に認められた場合を除き、車両甲板で下車し、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セレクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (7) 発航時に、車両甲板に搭載された車内にとどまることが認められた旅客があつても、航行中、船長判断により、下車し、車両甲板から客室へ移動しなければならない場合があり、また、このような場合に、下車する際には、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セレクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠して、車両区域にとどまらず客室等へ行くこと。
- (8) 船内においては、船長その他の指示に従うこと。
- (9) 船内においては他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

#### 第23条（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む。）により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
  - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
  - (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
  - (4) その他旅客が遵守すべき事項
- 2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示して置かなければならない。